特定病原体等取扱施設の構造および設備の基準で平成24年3月31日までの経過措置が認められている項目(省令附則第3条関係)

特定病原体等の種別	二種病原体等		三種病原体等		四種病原体等	
グループ	В	С	D	Е	F	G
病原体(細菌、真菌)の例	炭疽菌、野兎病菌 ペスト菌	ボツリヌス菌 ボツリヌス毒素	多剤耐性結核菌 コクシエラ属、コクシジオイデ ス、鼻疽菌、類鼻疽菌、ブルセ ラ属菌、リケッチア属	細菌/真菌は 該当する特定 病原体等は、 無し	結核菌 (多剤耐性結核菌を除く) チフス菌、パラチフス菌 A	腸管出血性大腸菌 赤痢菌、志賀毒素、 クラミドフィラ属 コレラ菌 01, 0139
実験室が入る建物の耐火構造または不 燃材料(建築基準法)	•	•	•	•	•	•
実験室の専用の前室の設置	○ (検査室は「−」)	1	○ (検査室は「−」)	_	● (検査室は「一」)	_
インターロックまたはこれに準ずる二 重扉の設置	○ (検査室は「−」)	1	○ (検査室は「-」)	_	● (検査室は「一」)	_
実験室内の壁や床が消毒可能な構造	0	\circ	•	•	•	•
実験室の窓等の措置	● (製造施設および 検査室は「−」)	1	● (製造施設および検査室は 「-」)	_	● (製造施設および検査室は 「-」)	-
排気設備の HEPA フィルターの設置	● (1以上)	-	● (1 以上) (検査室は「-」)	_	● (1 以上) (検査室は「-」)	_
排気設備の差圧管理できる構造	● (製造施設は「一」)	_	● (製造施設および検査室は 「-」)	_	● (製造施設および検査室は 「-」)	_
排気設備の稼働状況確認装置の設置	•	_	● (検査室は「一」)	_	● (検査室は「−」)	_
排水設備	•	_	•	_	•	_

〇:法の施行と同時に実施

●:5年間の経過措置が設けられている項目(ただし二種病原体等取扱施設については、施行後の猶予期間内に申請されたものに限る。)

-: 基準では求められていない。

2011年10月4日V2

作成者:名古屋大学大学院医学系研究科 荒川宜親